

山陽小野田市防災気象情報システム導入事業公募型プロポーザル実施要領

山陽小野田市防災気象情報システム導入事業（以下「本事業」という。）に係る受託事業者の候補者を選定するために、次により公募型プロポーザルを実施する。

1 プロポーザルの名称

山陽小野田市防災気象情報システム導入事業公募型プロポーザル(以下「プロポーザル」という。)

2 プロポーザルの概要

(1) 目的

本事業では、近年、多発している豪雨災害を踏まえ、新たに河川監視カメラ、量水板及び雨量計を設置する。さらに、山陽小野田市（以下「市」という。）内の主要な二級河川の映像、水位、洪水予測、気象予測等の防災気象情報（以下「防災気象情報」という。）を収集及び分析する山陽小野田市防災気象情報システムを導入する。これにより、現地に赴くことなく危険を察知できるようになり、避難情報等の発令判断を早めることができる。また、防災気象情報をインターネット上に公開し、市民の閲覧が可能になることで、自助・共助による避難行動を促すことができる。

本事業の実施に当たり、専門的な知識と豊富な経験を有する受託事業者の候補者を選定することを目的にプロポーザルを実施する。

(2) 委託期間

契約締結日（令和3年9月下旬予定）から令和4年3月31日まで

(3) 事業内容

詳細は、山陽小野田市防災気象情報システム導入事業仕様書（以下「仕様書」という。）によるものとする。

(4) 公募型プロポーザル方式を採用する理由及び期待される効果

本事業は、防災気象情報の精度、システム構築等の高度な専門的知識及び豊かな経験が求められるものであり、効果的なシステム構築のため、これらを有する事業者の確保は必要不可欠なものと考えられる。こうしたことから、事業内容について提案者を募り、その中から相応の専門性、創意工夫及び業務遂行能力を総合的に審査し、最も適切と認められる相手方を選定する「プロポーザル方式」を採用する。なお、より広い提案を受けるため「公募型」とし、事業所の所在地については制限しない。

(5) プロポーザル参加資格要件

プロポーザル参加事業者は、以下の要件を全て満たす者とする。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- イ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算の開始の申立てをしていない者
- ウ 市の競争入札への指名停止措置を受けていない者
- エ 参加希望事業者が法人又は団体であるときは、その者に係る市の市税及びその代表者に係る市の市税に滞納がない者
- オ 山陽小野田市暴力団排除条例（平成23年山陽小野田市条例第18号）第2条第1号から第3号までのいずれにも該当しない者

3 発注者及び事務局

(1) 発注者 山陽小野田市長 藤田剛二

(2) 事務局 山陽小野田市総務部総務課危機管理室

〒756-8601 山陽小野田市日の出一丁目1番1号

TEL：0836-82-1122 FAX：0836-83-2604

E-mail：soumu@city.sanyo-onoda.lg.jp

4 審査委員会

企画提案書の審査は、山陽小野田市防災気象情報システム導入事業プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が実施する。審査結果の公表は審査完了後に行う。

5 選定方法等

(1) 一次審査（書類選考）

参加希望事業者から提出された参加申込書等を審査し、5者程度を選考する。ただし、参加希望事業者の総数が5者以下であるときは、一次審査は実施せず、二次審査から開始する。

一次審査（書類選考）の審査結果は、令和3年8月17日（火）（予定）に参加希望事業者に対して電子メールにより通知する。

(2) 二次審査（プレゼンテーション）

ア 日時

令和3年9月22日(水)(予定)において、別途調整の上、決定した時間にて行う。

イ 場所

山陽小野田市役所

ウ プレゼンテーションへの出席人数

3人以内

※ただし、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、対面ではなくオンライン会議(ZOOM等)で行うものとし、本市側の環境(パソコン、インターネット回線)以外にかかる費用は参加事業者で負担すること。

エ 内容

提出された企画提案書に基づくプレゼンテーション(デモンストレーションを含む形式による。)

オ 時間配分

準備10分、プレゼンテーション30分、質疑応答15分及び片づけ5分を目安とする。

カ その他

プレゼンテーションに必要なパソコン等は参加事業者において用意すること。(プロジェクター、スクリーン及び電源は市において用意する。)オンライン会議の場合はこの限りでない。

(3) 選定方法

審査基準に基づき審査し、最高得点者を本事業の受託事業者の候補者とするが、総得点が持ち点の合計の2分の1以上であることを条件とする。なお、最高得点と最低得点の委員の得点は除くこととする。

また、最高得点者が、地方自治法施行令第167条の4第1項若しくは第2項に規定する者に該当することとなった場合又は山陽小野田市建設工事等指名競争入札参加資格者に係る指名停止を受けることとなった場合は、次点の者を受託事業者の候補者とする。

(4) 審査基準

別紙1 プロポーザル審査項目に基づいて審査する。

(5) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格となる場合がある。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ 公正に欠いた行為があったとして審査委員会が認めた場合

ウ 正当な理由がなくプレゼンテーションに応じなかった場合

エ 公示日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合

6 プロポーザル実施スケジュール

実施内容	実施期間
(1) 実施要領の配布	令和3年7月12日(月)
(2) 質問書の提出期限	令和3年7月26日(月)
(3) 質問書に対する回答日	令和3年7月30日(金)
(4) 参加申込書の提出期限	令和3年8月6日(金)
(5) 一次審査(書類審査)の結果通知 ※5者を超える参加申込書の提出があったとき	令和3年8月17日(火)
(6) 企画提案書の提出期限	令和3年9月9日(木)
(7) 二次審査(プレゼンテーション)	令和3年9月22日(水) 予定
(8) 審査結果の通知及び公表	令和3年9月27日(月) 予定
(9) 受託事業者の候補者との協議及び契約	令和3年9月下旬予定

※提出期限日の締切時間は、17時までとする。

7 質問書の提出及び回答

(1) 質問書の提出

ア 質問書の提出方法：質問書(様式1)によりメール、FAX又は郵送により提出すること。その際、必ず事務局に電話し、質問書が届いていることを確認すること。ただし、土日祝日は除く。

イ 質問書の提出期限：令和3年7月26日(月)17時まで(必着)

(2) 質問書に対する回答

市は、質問書を受理した後、令和3年7月30日(金)までに、市ホームページに質問事項及び回答内容を公開する。

8 参加申込書等の提出

(1) 申込期限

令和3年8月6日(金)17時まで(必着)

(2) 提出書類とその記載要領

ア 参加申込書(様式2)

イ 市税に係る調査同意書(様式3)

ウ 会社概要書（様式４）

エ 業務実績書（様式５）

過去１０年間（平成２３年度以降）において類似の業務の実績があれば、最大６業務まで提出すること。記載順は、履行期間及び契約金額に関係なく、業務内容が優れているものからとすること。

なお、請け負った業務の契約書（写し）を添付するとともに、実績のうち特に優れている最大２業務の内容についてわかるもの（導入システムの概要等）を提出すること。

オ 業務実施体制表（様式６）

本事業に従事する見込みの管理者及び業務担当者について、その所属、役職、経験年数、市との契約期間において兼務する業務の内容等を記載すること。

カ 機能要件回答書（様式７）

各機能について、対応の可否等を記載すること。

なお、作成に当たっては、機能要件回答書の表紙における注意事項等を十分に確認すること。

（３）提出方法

持参又は郵送（必着）による。

なお、郵送により提出する場合は「簡易書留」とし、封筒の表面に「山陽小野田市防災気象情報システム導入事業」と朱書きの上、提出期間内に必着すること。

（４）提出部数

・ ８（２）ア及びイは正本１部

・ ８（２）ウからカまでは正本１部、副本１０部（複写可）合計１１部

（５）その他

ア 書類の提出後において、記載された内容の追加及び変更は一切認めない。

イ 提出が申込期限に間に合わなかった場合は、失格とする。

９ 企画提案書等の提出

（１）提出期間

令和３年８月１７日（火）から令和３年９月９日（木）１７時まで
（必着）

（２）提出書類

ア 企画提案書（鑑）（様式８）

イ 企画提案書（任意様式）

企画提案書は仕様書及び機能要件回答書の内容を踏まえ、A4判50ページ以内（表紙及び目次はカウントしない。）とし、これにより見づらくなる場合にはA3判を折りたたんで使用すること。なお、掲載する内容については、以下に掲げるものとする。

- ・ 調達する機器の性能及び保証
- ・ 提案するシステムの概要及び特徴
- ・ Webサイトのデザイン及び公開する情報
- ・ その他提案に基づく取組

ウ 工程表（任意様式）

仕様書に記載した各業務の具体的な実施方法及び手順について、任意の様式にて提出すること。

エ 見積書（様式9）

後述する提案上限額を超えた場合は、失格とする。

(3) 提出方法

8(3)と同様とする。

(4) 提出部数

正本1部、副本10部（複写可） 合計11部

(5) その他

ア 書類の提出後において、記載された内容の追加及び変更は一切認めない。

イ 提出が提出期限内に間に合わなかった場合は、失格とする。

10 配布資料及び様式

(1) プロポーザル実施要領

(2) 仕様書

(3) 以下の様式1から様式9までの書類

ア 質問書（様式1）

イ 参加申込書（様式2）

ウ 市税に係る調査同意書（様式3）

エ 会社概要書（様式4）

オ 業務実績書（様式5）

カ 業務実施体制表（様式6）

キ 機能要件回答書（様式7）

ク 企画提案書（鑑）（様式8）

ケ 見積書（様式 9）

（4）別紙 1 プロポーザル審査項目

（5）別紙 2 河川監視カメラ及び量水板設置位置図

※市ホームページからダウンロードすること。

1.1 提案上限額 ※契約予定額ではない。

導入費 21,175 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

運用費 年額 1,122 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※上記運用費上限額には、光熱水費及び通信費（モバイル回線料、インターネット回線料等）は含めない。

※令和 3 年度中に稼働する場合の運用費は、年額から月額を割出し、使用実績に応じて算出することとする。

1.2 契約の締結

（1）市と受託事業者の候補者とで事業内容の詳細な協議を行い、内部手続の後、正式な受託事業者として決定したときは、契約を締結する。この場合において、当該契約の額は、提案価格と同額とするとは限らない。

（2）契約の締結に当たっては、山陽小野田市財務規則第 106 条第 6 号の規定により、契約保証金の納付を免除する。

（3）委託料は、事業完了後、市の検査を経て受託事業者の請求に基づき支払うものとする。

1.3 その他

（1）提出する書類等は、1 参加事業者につき 1 案とする。同一企業の本社、支社等による重複の申込みは認めない。

（2）プロポーザルに係る書類作成その他一切の費用は、参加事業者の負担とする。

（3）提出された書類は、審査に必要な範囲において、複製することがある。

（4）審査委員会は非公開とし、審査の結果は原則として公表する。

（5）審査結果については、プロポーザル審査結果通知書（様式 10）を送付する。なお、審査結果については、一切の異議申し立てを認めない。

（6）提出された書類、資料等は、返却しない。

（7）プロポーザルの実施に関する情報（提案者から提出された資料を含む。）は、山陽小野田市情報公開条例（平成 17 年山陽小野田市条例第 8 号）に基づき公開されることがある。

- (9) プロポーザルは、受託事業者の候補者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務において必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。
- (10) 参加希望事業者が1者であっても本プロポーザルを実施し、審査の結果、事業を適切に実施できると判断された場合には、当該参加者を受託事業者の候補者として選定する。
- (11) 新型コロナウイルス感染症の対応については、国、山口県及び山陽小野田市新型コロナウイルス対策本部会議の発表内容に準じること。